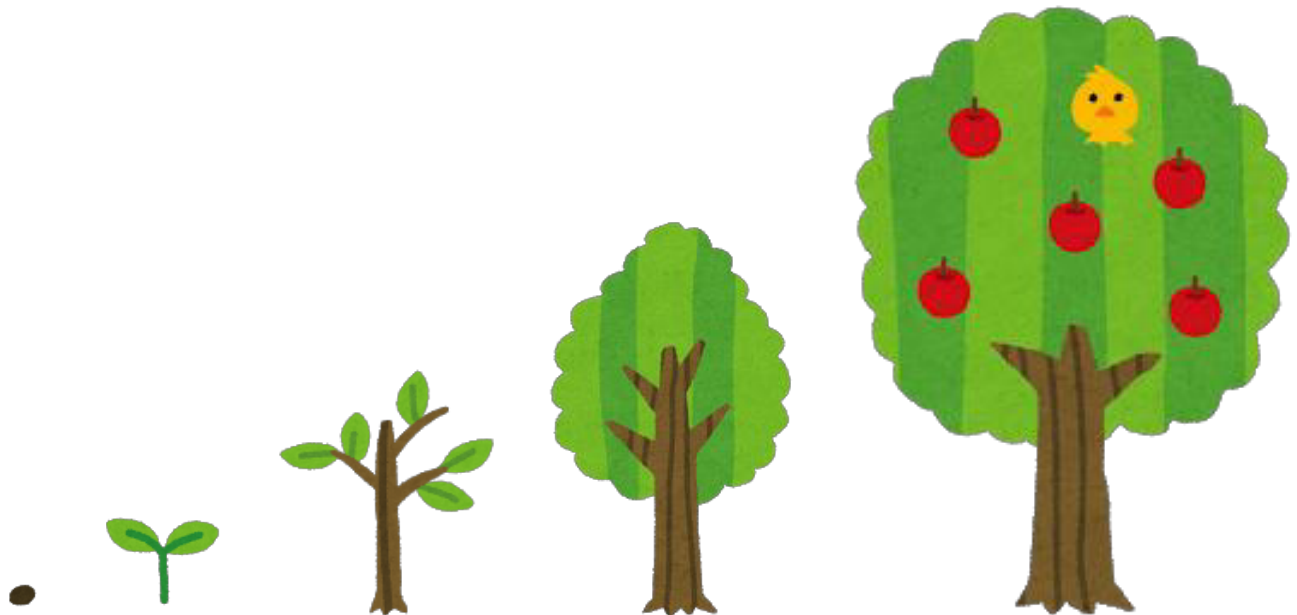


令和 4 年度

境港市市民活動推進補助金 募集要項



【受付・お問い合わせ】

境港市総務部地域振興課 企画係

〒684-8501 境港市上道町3000番地

電話：0859-47-1024

FAX：0859-47-1205

メール：chiikishinkou@city.sakaiminato.lg.jp

～ 目 次 ～

◎補助対象団体及び事業等について

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (2) 補助対象となる団体・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (3) 補助対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (4) 補助対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (5) 補助金の区分と額について・・・・・・・・・・・・ P 4
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項・・・・ P 5

◎申請・審査方法

- (7) 申請書について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (8) 申請書の提出について・・・・・・・・・・・・ P 6
- (9) 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

◎審査後

- (10) 交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- (11) 事業完了・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

◎スケジュール

- (12) 申請から補助金支払いまで・・・・・・・・・・・・ P 10

◎記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

◎補助対象団体及び事業等について

(1) 目的

市民活動の活性化を図ることを目的としています。

※「市民活動」とは…

市民が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動で、社会貢献性をもつ活動のことです。具体的には次のような活動のことをさします。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際交流、協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ ①～⑯の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 補助対象となる団体

- ・ 境港市内で市民活動を行う意志があると認められる団体または市民活動団体
- ・ 組織の運営に関する規約（会則）等の定めがある団体または市民活動団体
- ・ 上記以外の団体で、境港市内で、営利を目的としない社会貢献活動を行う団体

※ただし、次のいずれかに該当する団体については、補助金交付の対象外とします。

- ① 宗教に関して、次に挙げることを目的とする団体
 - ・ 信者を含めた一般市民に、宗教の教えを広めたり深めたりすること
 - ・ 宗教の儀式行事を行うこと
- ② 政治に関して、次に挙げることを目的とする団体
 - ・ 政治上のある特定の思想を、推進、支持、または反対すること
 - ・ ある特定の政治家（衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、知事、市長など）や政党を、推薦、支持、または反対すること
- ③ 境港市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する団体

(3) 補助対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、内容、時期、経費等が市民活動を促進するために適当であると認められるもので、具体的には次のようなものです。

- ①市民活動団体の設立の準備や、設立の準備後に実施する事業
- ②すでに活動をしている市民活動団体が新たに始める事業や、今までしていた活動をさらに広げるための事業
- ③実行委員会など、特定のイベント等を開催するためだけに、一時的に実施する事業
- ④花いっぱい運動及び緑化事業
- ⑤その他市長が必要と認める事業

※ただし、企業の行う事業は、営利を目的としない社会貢献活動に限ります。

※対象事業は市内で実施する事業となります。

ただし、主に市民を対象にした事業（参加（予定）者の過半数以上が境港市民）であり、かつ市外で開催するやむを得ない理由（事業に必要な施設・設備等が市内にない場合など）がある場合には、市外での実施についても対象事業として認められる場合があります。

※申請しようとする事業に対して、市または市教育委員会から補助金等を受けている事業は対象事業となりません。

(4) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、事業を実施するのに直接必要なものであり、交付決定日以後のものとなります。

なお、申請事業に必要不可欠な経費については、交付決定日より前に実施されたものでも補助対象経費として認められる場合があります。

（例：会場を確保するための前払い金、講師招聘用の航空券の早割予約など早期着手しなければ経費が増額するもの等）

<補助対象となる経費の例>

区 分	経 費 の 種 類
賃 金	補助対象事業に直接必要なアルバイト代等
報 償 費	講師、出演者等への謝金等
旅 費	講師、出演者等の交通費、通行料、宿泊費等
需 用 費	補助対象事業に直接必要な消耗品費、燃料費、食糧費 ポスター、チラシ、プログラム、報告書の印刷製本費
役 務 費	補助対象事業の参加者に対しての保険料、通信運搬費等
委 託 料	補助対象事業について、機材搬入、設営、警備等の業務を他者に委託する経費
使用料及び賃借料	補助対象事業に直接必要な会場使用料、車両機械等の賃借料等
原 材 料 費	補助対象事業に必要な原材料
備 品 購 入 費	補助対象事業に直接必要な備品の購入費
そ の 他 経 費	市長が認める経費

※ただし、次の経費は補助金の対象にはなりません。

- ・補助対象団体のメンバーへの賃金や報償費・食糧費
- ・参加記念品代
- ・補助対象事業以外に転用できる備品代（家電製品など）

（注）書籍や写真集などの出版物は報告書には該当しないため、補助金の対象にはなりません。

※報償費については、単価設定の根拠となる資料（講演依頼内容・講演予定時間・活動歴・最近の講演・講師歴・主な著書・その他受賞歴や特記事項などを記載したもの）の提出を求める場合があります。

※補助事業で作成するチラシ・ポスター等の印刷物には「境港市市民活動推進補助金事業」であることを付記してください。

（５）補助金の区分と額について

補助事業の区分	補助金の額
新規設立事業	補助対象経費から補助対象事業に伴う収入を控除した額の10/10（上限10万円）
緑化事業	補助対象経費から補助対象事業に伴う収入を控除した額の4/5以内（上限6万円）
一般事業 （１回目）	補助対象経費から補助対象事業に伴う収入を控除した額の2/3以内（上限30万円）
一般事業 （２回目以降）	補助対象経費から補助対象事業に伴う収入を控除した額の1/2以内（上限20万円）

※新規設立事業…（３）補助対象となる事業の①に該当する事業

緑 化 事 業…（３）補助対象となる事業の④に該当する事業

一 般 事 業…上記以外の事業

※初めて申請する団体については、事業規模に応じて「新規設立事業」と「一般事業」を選択して申請することができます。

ただし、「一般事業」で申請された場合、翌年度以降「新規設立事業」での申請はできません。

※「新規設立事業」で補助を受けた団体が、翌年度以降、初めて「一般事業」申請する際は、「一般事業（１回目）」となります。

※「補助対象事業に伴う収入」を「その他の経費（補助対象外経費）」に充てることが適当であると認められた場合は、補助対象経費から控除しません。

（例）参加者負担金（事業収入）を参加記念品代（その他の経費）に充てる。

（６）新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項

事業の実施にあたっては、政府又は県の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請や留意事項等を厳守の上、要請等に応じた中止、延期又は規模縮小等（以下「中止等」という。）の対応を行ってください。

- ・ 政府（首相官邸）ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・ 鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト
<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

また、市から事業の中止等の要請があれば、要請に従い、中止等の対応を行ってください。

事業の中止等を決定した場合、それまでに発生した経費及び、中止等により発生した経費（会場のキャンセル料等）は補助対象とします。

◎申請・審査方法

（７）申請書について

申請書は、境港市地域振興課企画係の窓口でお渡しします。
境港市ＨＰで、ダウンロードすることも可能です。

（８）申請書の提出について

事前に境港市地域振興課企画係までご連絡の上、必要な書類を揃え、ご提出ください。
記載事項については、記入例（１１ページ以降）を参考にしてください。

募 集 期 間	【１回目】令和４年 ３月１日（火）～ ３月１５日（火） 【２回目】令和４年 ４月１日（金）～ ４月１５日（金） 【３回目】令和４年 ７月１日（金）～ ７月１５日（金） 【４回目】令和４年１０月３日（月）～１０月１７日（月） （※応募状況により、３、４回目の募集は行わない場合があります。）
提 出 方 法	・持参 ・郵送（必着）
提 出 場 所	〒６８４－８５０１ 境港市上道町３０００番地 境港市地域振興課企画係（境港市役所本庁２階） TEL：０８５９－４７－１０２４
提 出 書 類	・申請書（事業計画書、事業収支予算書等も含む。） ・団体の規約（会則）等（企業においては事業目的、活動概要がわかる書類） ・団体の令和４年度収支予算書 ・団体の直近の収支決算書 ・１件当たり１０万円を超える経費の業者見積書

（９）審査方法

補助金の交付の適否及び補助金の額について審査します。
審査は、境港市みんなでまちづくり条例第２１条に基づいて設置する「みんなでまちづくり推進会議委員」が行います。

審査基準は以下のとおりです。詳しい審査方法は申請団体に別途ご案内します。

※審査基準

	項目	内容
申請団体について	団体の設立目的	境港市内で市民活動を行う意志が認められるか。
	団体の活動内容	(1)の「※市民活動とは…」で記載の17項目のうちのいずれかに該当しているか。
事業内容について	目的	(1)の「※市民活動とは…」で記載の17項目のうちのいずれかに該当し、社会貢献性を有しているか。またそういった効果があるか。
	社会貢献性	地域の課題に対応した事業であるか。 地域の実情や住民ニーズに即した事業であるか。 地域振興に即した事業であるか。
	自主性・主体性	実施主体である活動団体が、実施体制を整え、取り組みを自主的、主体的に行うものであるか。
	住民参加度	多くの一般市民も参加できる内容か。
	補助金の有効活用	事業内容、予算規模、対象経費の内容等が適切であるか。
	継続性・発展性 ※一般事業の2回目以降	活動を拡充、継続するための新たな取組や工夫したか。

◎審査後

(10) 交付決定

補助金の交付が決定した団体には、交付決定通知書をお送りします。
交付決定通知書が届きましたら、事業を開始することができます。

※事業実施中に補助金を使いたいとき

必要に応じて、概算払い（交付決定した補助金の額の8割以内）をすることができます。

※事業に変更があった時

予算や事業内容等に変更があった場合は、速やかに境港市地域振興課までご連絡ください。変更承認申請が必要な場合があります。

交付決定額の事業費の増額は原則認められませんが、審査会で指摘を受けた内容を改善するための増額であれば、認められる場合もあります。

(11) 事業完了

①実績報告書の提出

事業終了後、速やかに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・ 実績報告書（事業の「収支決算書」を含む。）
- ・ 支払状況が確認できる業者からの領収書の写し
※補助対象経費の全てについて必要です。
※領収書に品目（数量・単価などの内訳）の記載が必要です。
※業者からの領収書がない場合は、支払状況の確認ができないため、補助対象経費として認められません。
- ・ 事業実施場所等を示す位置図等（特定の場所がない場合は不要）
- ・ 事業を市民に周知したことが確認できる資料（チラシ、広報誌等）
※事業実施に当たっては、市民等への周知が必要となります。
- ・ 事業実施年度の団体の収支決算書（実施事業を含め、その年度に補助団体が行った全ての事業についてのもの）
※年度末までに提出してください。
※補助事業に関する事項が記載されている必要があります。

- ・事業の実施状況が確認できる写真、資料等

※緑化・土地整備・施設設置などの作業を要した場合

- ・作業前の写真（作業を行う前の実施場所の状態を確認できる写真）
- ・作業中の写真（作業を行っていることが確認できる写真）
- ・作業後の写真（作業を行った後の実施場所の状態を確認できる写真）

※備品等を購入した場合

- ・購入した備品等が確認できる写真

※イベント等を実施した場合

- ・イベントの実施状況が確認できる写真

- ・自己評価表

【提出場所】（持参または郵送）

〒684-8501

境港市上道町3000番地

境港市地域振興課企画係（境港市役所本庁2階）

TEL：0859-47-1024

②確定通知及び補助金支払

実績報告書の提出後に、市の方で事業内容等についての審査（必要に応じて検査）を行います。その結果、事業内容等について適当であると認められた場合には、補助金の額を確定し、通知をします。

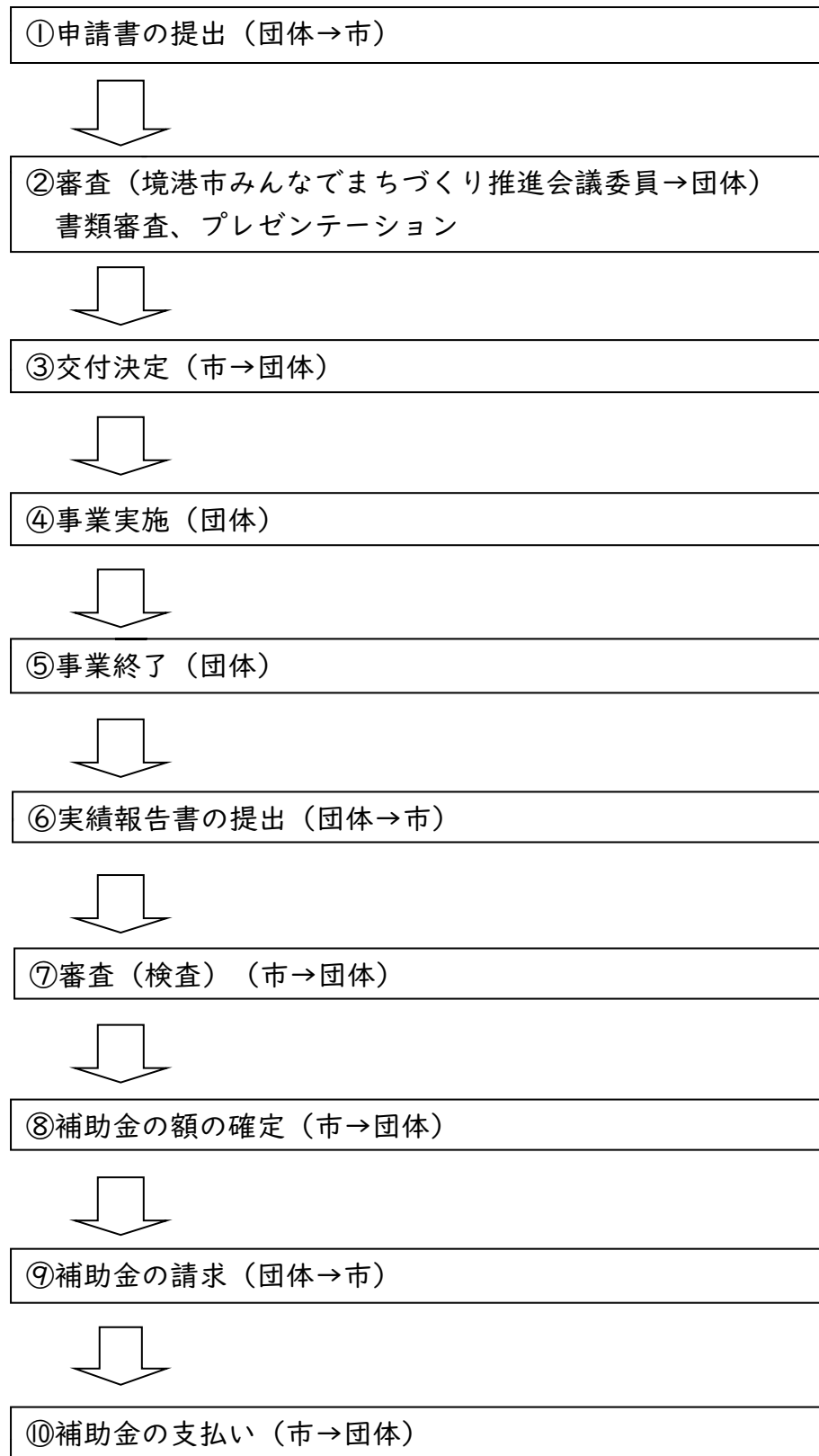
通知を受け取った後に、団体から市に補助金の請求（請求書の提出）をしてください。団体から請求書の提出がありましたら、市から補助金を支払います。

③事業に係る帳簿、書類等の管理

事業に係る収支を記載した帳簿を設け、実施年度の翌年度から5年間保存してください。

◎スケジュール

(12) 申請から補助金支払まで



事業が全て終了した後、
1か月以内に提出

記入例

様式第 1 号

年 月 日

境港市長様

申請者

住 所 境港市〇〇町〇〇
団 体 名 〇〇地区安全パトロール会
代表者氏名 境港 太郎 印
電 話 番 号 〇 8 5 9 - × × - × × × ×

境港市市民活動推進補助金交付申請書

令和〇〇年度において、次のとおり境港市市民活動推進補助金の交付を受けたいので、境港市市民活動推進補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

1 補助対象事業の名称 〇〇地区安全パトロール運動

2 事業に要する総経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する総経費 300,000 円

(2) 補助対象となる経費 300,000 円

(3) 補助金交付申請額 100,000 円

3 添付書類

(1) 事業計画書 (別紙 1)

(2) 役員等名簿 (別紙 2)

(3) その他

事業計画書

1 市民活動団体の概要

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

団 体 名	〇〇地区安全パトロール会		
設 立 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	会員数	50名
代表者職・氏名	会長 さかいみなと たろう 境 港 太郎		
団 体 所 在 地	〒684-xxxx 境港市〇〇町〇〇 電 話 : (0859) xx-xxxxx FAX : (0859) △△-△△△△ メー ル : xxxxxx@xxxxx.ne.jp		
申請内容照会先 (※代表者と同一の場合は記載不要)	〒 電 話 : FAX : メー ル : 担当者 :		
団 体 組 織 体 制 (※役員、事務局、会員の構成等を記載)	別紙		
設 立 目 的 及 び 主 な 活 動 内 容	地域の住民を不審者や犯罪、交通事故から守るために、〇〇地区において防犯パトロール活動を行う。		
主 な 活 動 実 績 (※新規設立の場合は活動予定を記載)	安全パトロール運動 ・ 児童の登下校時に通学路等で見守り・あいさつ運動をする。 ・ 夜間に会のメンバーで防犯パトロールを行う。 ・ 交通事故の多発場所へ看板作成及び設置をする。		
年 間 活 動 費 及 び 活 動 資 金 (※会費、事業収入等の活動費の財源内訳を記載)	別紙「収支予算」参照 		

(注) 1 団体の組織運営に関する規約(会則等)を添付してください。

2 「年間活動費」及び「活動資金」欄は、団体の直近の収支予算書を添付することで記載省略できます。

2 事業計画書

(1) 事業の名称	〇〇地区安全パトロール運動
(2) 事業区分	
☐ 新規設立事業 ☐ 緑化事業 ☒ 一般事業	※一般事業については、直近2回の境港市 市民活動推進補助金の受給実績を記入 (令和 2 年度 200,000円) (年度 円)
(3) 事業の目的	
<u>地域全体で地域の安全を確保していくため、安全パトロール会員を中心に地域住民の協力を得ながら見守り・あいさつ運動、防犯パトロールを実施し、今まで〇〇地区で発生していたような事故・事件を未然に防止する。また、多くの地域住民に協力をしてもらうことで、地域全体に地域の安全を自分達で守ろうという意識をつくることも期待できる。</u>	
「〇〇（目的）のため、△△（事業）を行い、□□（ねらい・効果）を図る」という書き方をお勧めします。	
(4) 実施体制	
・各種団体から組織する「〇〇地区安全パトロール会」の会員50名と各地区住民。 見守り・あいさつ運動 〇〇名（地区あたり）…会員 〇名 + 地区住民 〇名 防犯パトロール 〇〇名（地区あたり）…会員 〇名 + 地区住民 〇名	
(5) 事業の内容	
※①事業の実施時期・回数、②開催場所、③対象者・参加予定人数、事業概要などを記載 ①実施時期・回数：年間を通して実施する。年60回程度 ②実施場所：〇〇地区全体及びその周辺 ③対象者・参加予定人数：地区の子どもほか 会員50名 《事業概要》 ・児童の登下校時に通学路等で見守り・あいさつ運動をする。 ・夜間に会のメンバーで防犯パトロールを行う。 ・交通事故の多発場所へ看板作成及び設置をする。 ・「防犯パトロール」のステッカーを作成・地域住民に配布し、自転車のかご等に貼ってもらい、通学路等を通行するようお願いする。	
(6) 社会貢献性	
※本事業で解決しようとする地域の課題や住民ニーズ等について記載 これまで住民への啓発活動や警察がパトロールを行っているが、依然として〇〇地区において交通事故や不審者による事件等が発生している。地域住民が自ら見守り・あいさつ運動や防犯パトロールを実施することにより、安全、防犯への意識の高揚を図るとともに地域の安全を住民一人ひとりが守ろうとするものである。	
(7) 事業実施上の工夫（※申請事業の趣旨・目的達成のため、特に創意工夫する点について）	
※特に、前年度以前に本補助金を受けていた場合は、活動を拡充、継続するための新たな取組や工夫した部分を記載 ・パトロール時間を、登校時、下校時、夕暮れ時、夜間などに細かく分けて行うようにする。 ・パトロールコースも、通学路のみでなく、人通りの少ない路地やゲームセンターの周辺など、コースを分けて分担して行う。 ・各区自治会の回覧板により「〇〇地区安全パトロール会」設置の周知、各区の協力可能人数の把握、協力者へタスキ等の配布。 ・学校・PTAなどの広報誌の回覧等による情報提供など ※今年度から新たに「防犯パトロール」のステッカーを作成・地域住民に配布し、自転車のかご等に貼ってもらい、通学路等を通行するようお願いする。	

3 事業収支計画書

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
市からの補助金	100,000	・新規設立事業（上限10万円） 補助対象経費－(①＋②) ・緑化事業（上限6万円） {補助対象経費－(①＋②)}×4/5 ・一般事業（上限30万円） {補助対象経費－(①＋②)}×2/3 ※2回目以降（上限20万円） {補助対象経費－(①＋②)}×1/2 ・1,000円未満の端数は切り捨てる
自己負担金	100,000	
事業収入①		※入場料、出店料、販売収入等
その他の収入②	100,000	※民間、国、県助成金等 ・鳥取県助成金 60,000円 ・〇〇事業所からの寄付 40,000円
合 計	300,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
補助対象経費	300,000	
その他の経費		
合 計	300,000	

事業費内訳

(補助対象経費)		(その他の経費)	
・帽子	40,000円		
・タスキ	130,000円		
・看板	30,000円		
・色画用紙	10,000円		
・ラミネートフィルム	65,000円		
・コピー用紙	5,000円		
・印刷インク	20,000円		
小 計	300,000 円	小 計	円
合 計	300,000 円		

役員等名簿

団 体 名	〇〇地区安全パトロール会	
所 在 地	境港市〇〇町〇〇	
役 職 名 等	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日
会 長	さかいみなと たろう 境 港 太 郎	
副 会 長	あがりみち じろう 上 道 次 郎	
幹 事	あまりこ さぶろう 余 子 三 郎	

備考

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあっては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

役員等が暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者であるか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名 会長 境港 太郎

